

新型コロナウイルスの症状がある人は全て検査が可能（NSW州）、豪州国内どこからでも日本語で Telehealth が利用可能

【ポイント】

● 4月24日（金）より、NSW州では新型コロナウイルスの症状がある全ての人が是非検査を受けるよう求められています。週末も検査が可能です。軽い症状でも積極的に検査を受けてください。

● 遠隔医療サービスとして「Telehealth」を日本語でご利用いただける以下の一般開業医（GP）については、豪州国内どこからでも利用可能です。

※当館ホームページのGPリスト

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp_list.pdf

【本文】

1 新型コロナウイルスの症状がある人は全て検査が可能（NSW州）

4月24日（金）より、NSW州では新型コロナウイルスの症状（発熱・咳・だるさや疲れ・喉の痛み・息切れ）がある全ての人が是非検査を受けるよう求められています。州政府は検査数を高める努力をしており、週末の検査も可能です。

NSW州での検査可能数は以前の4,000から8,000に倍増しており、これは世界中でも最高水準です。検査を受けることは市中感染を減らすための鍵であり、今後の制限措置解除のために非常に重要だと州政府は説明しています。

州民はどんなに軽い症状でも検査を受けることが奨励されており、特に医療関係者、高齢者施設勤務者等は症状がある場合は即座に検査を受けることが強く求められます。

○NSW州政府ホームページ

<https://www.nsw.gov.au/news/covid-19-testing-to-double-anyone-symptoms-can-now-be-tested>

（検査を受ける場所を知るには：医師への電話・ヘルプラインへの電話・COVID-19 クリニックへの訪問）

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/how-to-protect-yourself-and-others/clinics>

2 豪州国内どこからでも日本語で Telehealth が利用可能

遠隔医療サービスとして「Telehealth」を日本語でご利用いただける以下の一般開業医（GP）については、豪州国内どこからでも利用可能です。医療機関に電話し、事前予約のうえ診察を受けてください。

○日本語でTelehealth対応可能なGPリスト（当館ホームページ）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp_list.pdf

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ
(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報, 感染・予防対策, 雇用・経済対策, 連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メール配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>